

改訂後（新）		改訂前（旧）
汚染土壌の処理業に関するガイドライン （改訂第2.1版）  （P 13）		汚染土壌の処理業に関するガイドライン （改訂第2版追補）  （P 13）
磁力 選別	<u>土壌に磁性吸着剤（鉄粉等）を混合して、特定有害物質を鉄粉等に吸着させた後、これを磁石等で回収し、特定有害物質を除去する方法である。スラリー中で処理する湿式法と、有姿で処理する乾式法がある。回収した磁着物（汚染の濃縮した土壌）や、湿式法では脱水後のろ液が発生することがあることから、別途これらを処理する必要がある。乾式法では、磁石等で回収する際、土壌を適度に乾燥する必要があるため、乾燥させる設備には飛散防止対策が必要である。適用対象は、ほう素を除く第二種特定有害物質である。なお、水銀を扱う際には揮散に留意する必要がある。</u>	
（P 17） 第2章 汚染土壌処理業の許可（法第22条）  汚染土壌の処理（要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない（法第22条第1項）。 なお、許可を受けずに汚染土壌の処理を業として行った者（法第65条第3号）、不正の手段により許可を受けた者（法第65条第5号）は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。 <u>また、新規に処理施設を設置して処理の業の許可を申請しようとする場合など、事前に都道府県知事へ相談することが望ましい。</u>		（P 17） 第2章 汚染土壌処理業の許可（法第22条）  汚染土壌の処理（要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない（法第22条第1項）。 なお、許可を受けずに汚染土壌の処理を業として行った者（法第65条第3号）、不正の手段により許可を受けた者（法第65条第5号）は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

